

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の目的

神戸市屋外広告物条例施行規則は、屋外広告物法の規定により屋外広告物、屋外広告業の規制等について定める神戸市屋外広告物条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めています。

この度、神戸市屋外広告物審議会の答申を受けて、広告物等の規格を見直し、条例の改正（予定）に伴い様式の追加など所要の改正を行うとともに、屋外広告物の許可の申請の際の添付書類に関する規定の追加などの改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 屋外広告物許可申請書（新規・変更・更新）に添付する図書を明記します。

条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の申請をする際に、広告物等の形状等に関する仕様書や図面、意匠や表示方法等に関する書類、付近見取図、広告物等の点検の結果を記載した書面など添付しなければならない図書に関する規定を設けます。また、広告物等の点検の結果を記載した書面の様式を追加します。この様式の記載事項は、氏名、住所、点検した広告物等の概要、点検結果等です。

(2) 変更許可申請を要しない広告物等の変更又は改造についての規定を改めます。

条例5条第5項に規定する規則で定める場合を、位置及び形状を変更することなく原則として1月以内ごとに広告物を定期的に変更するもので市長に届け出たものとするため、第3条第2項を改めます。

(3) 景観施策との一層の連携を図ります。

広告物等景観保全地区内にある都市景観形成地域等の区域においても、条例第8条第6項の規定による届出の義務を課すため、第4条ただし書きを削ります。

(4) 屋外広告物に対する経過措置の見直しにかかる手続き規定を新設します。

条例の改正（条例第12条の改正及び条例第12条の次に3条を加える改正）（予定）による広告物等の規格の改正に伴う経過措置の見直しに伴い、改正後の規格に適合させるための計画及び当該計画に従い改正後の規格等に適合させる旨の誓約に関する書面の様式を定める規定を設けるとともに様式を追加します。この様式の記載事項は、氏名、住所、是正する広告物等の概要、是正の内容、是正の方法、是正の期限等です。また、是正計画予定図などこの書面に添付しなければならない図書に関する規定を設けます。

(5) 屋外広告業の登録の特例制度（注1）（以下「特例制度」という。）の導入に伴う市長に対する手続き等にかかる規定を新設します。

ア 条例の改正（条例第20条の次に1条を加える改正）（予定）による特例制度の導入に伴い、兵庫県知事の登録を受けて屋外広告業を営むもの（以下「県登録業者」という。）であって、本市の区域内で屋外広告業を営むものについて、必要な準用規定を設けます。

イ 特例制度の導入に伴い、改正後の条例第20条の2第2項の規定により県登録業者に準用される条例第19条の10に規定する規則で定める事項を定める規定を設けます。規則で定める事項は、法人である場合にあってはその代表者の氏名、登録番号、営業所の名称、業務主任者の氏名、条例第20条の2第3項前段の規定による届出の年月日等です。

ウ 特例制度の導入に伴い、改正後の条例第20条の2第2項の規定により県登録業者に準用される条例第19条の10に規定する標識の様式を定める規定を設けるとともに様式を追加します。この様式の記載事項は、商号等、法人である場合は代表者の氏名、登録番号、登録の年月日、営業所の名称、業務主任者の氏名、特例屋外広告業の届出の年月日等です。

エ 特例制度の導入に伴い、県登録業者が行う届出の様式を定める規定を設けるとともに様式を追加します。この様式の記載事項は、氏名、住所、登録番号、届出者が法人である場合は役員の氏名等、届出者が未成年である場合は法定代理人の氏名等、他の都道府県知事及び指定都市又は中核市の長による登録の状況、営業所の名称等です。

オ エの届出の際に、知事の登録を受けていることを証する書類など添付しなければならない図書に関する規定を設けます。

カ エの届出事項に変更があった場合の届出の様式を定める規定を設けるとともに様式を追加します。この様式の記載事項は、氏名、住所、変更の年月日、変更の理由、変更事項、登録番号、登録の年月日等です。

キ カの届出の際に、県への届出に係る書類等の写しなど添付しなければならない図書に関する規定を設けます。

ク 特例制度の導入に伴い、第14条及び様式第12号に条例第20条の2第2項において準用する場合を含む旨の規定を設けます。

(6) 広告物等の規格を見直すに当たり、別表第1の規定を次のように改めます。

ア 神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第10条第1項に規定する都市景観形成地域において同条例第11条第3項に規定する景観形成基準が定められた場合には、当該基準に即したものとするよう努めることとの規定を設けます。

イ 壁面広告物の規格について、同一の壁面に30メートル以上の間をあければ同一の表示内容の広告物を複数掲出できるように規定を設けます。

ウ 電柱に巻き付ける広告について、広告物の縦の長さを1.5メートル以下とするように規定を改めます。

エ 車体利用広告について、電車等に係るものは車体面積の3分の1とする規定を設けます。

(7) 事務の改善や条例の改正（予定）に伴い、様式を次のように改めます。

ア 様式第1号について、地域の区分欄に景観計画区域及び都市景観形成地域のチェック欄を追加し、屋外広告業登録番号欄に兵庫県と神戸市を選択する記載を設けます。

イ 様式第5号（その1）の番号欄を削ります。

ウ 様式第6号を削ります。

(8) そのほか、用語の整理、条例の改正等に伴い必要とされる規定の整理等を行います。

3 施行期日

平成22年4月1日

(注1) 屋外広告業登録の特例制度

兵庫県知事の登録を受けている屋外広告業者は、神戸市長に対する届出のみで、神戸市内において屋外広告業を営むことができる制度。